

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	住友化学株式会社			コード	4005
提出日	2025/5/21		異動（予定）日	2025/6/20	
独立役員届出書の提出理由	友野宏氏および麻生光洋氏の退任、ならびに株主総会において社外役員選任議案が付議され、加藤義孝氏および米田道生氏が社外監査役から社外取締役へ変更予定および神村昌通氏が社外取締役へ就任予定のため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	伊藤元重	社外取締役	○										○				有
2	村木厚子	社外取締役	○										○				有
3	市川晃	社外取締役	○										○				有
4	野田由美子	社外取締役	○										○				有
5	加藤義孝	社外取締役	○													○ 訂正・変更	有
6	米田道生	社外取締役	○										△			○ 訂正・変更	有
7	神村昌通	社外取締役	○													○ 新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社は社外取締役の伊藤元重氏に対し、任意の役員指名委員会、役員報酬委員会の委員を委嘱しており、これらの報酬として各100万円を支払っております。	社外取締役の伊藤元重氏には、長年にわたる大学教授としての経済学等の専門的な知識に加え、政府の各種審議会の委員を歴任してきたこと等による経済・社会等に関する豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かしていただくため、当社の社外取締役にご就任いただき、その職責を果たしていただいております。同氏に対しては左記のとおり、任意の役員指名委員会および役員報酬委員会の委員の委嘱による報酬、並びに役員研修会での講師の対価を支払っておりますが、これにより、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。
2	当社は社外取締役の村木厚子氏に対し、任意の役員指名委員会、役員報酬委員会の委員を委嘱しており、これらの報酬として各100万円を支払っております。	社外取締役の村木厚子氏には、長年にわたって国家公務員として行政に従事してきたことによる法律や社会等に関する豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かしていただけます。同氏に対しては左記のとおり、任意の役員指名委員会および役員報酬委員会の委員の委嘱による報酬、並びに社内講演会での講師の対価を支払っておりますが、これにより、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。
3	当社は社外取締役の市川晃氏に対し、任意の役員指名委員会、役員報酬委員会の委員を委嘱しており、これらの報酬として各100万円を支払っております。 また、同氏が勤務している住友林業株式会社と取引がありますが、その取引額は当社グループの連結売上高の0.1%未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	社外取締役の市川晃氏には、事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かしていただけます。同氏に対しては左記のとおり、任意の役員指名委員会および役員報酬委員会の委員を委嘱し、報酬を支払っておりますが、これにより、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。
4	当社は社外取締役の野田由美子氏に対し、任意の役員指名委員会、役員報酬委員会の委員を委嘱しており、これらの報酬として各100万円を支払っております。	社外取締役の野田由美子氏には、グローバルに展開する事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識、金融機関やコンサルティング会社でのファイナンスに関する深い専門的知識を当社経営の監督に活かしていただけます。同氏に対しては左記のとおり、任意の役員指名委員会および役員報酬委員会の委員を委嘱し、報酬を支払っておりますが、これにより、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。
5		加藤義孝氏には、長年にわたる公認会計士としての財務・会計・監査に関する専門的な知識と豊富な経験を活かした、当社取締役会における経営上の重要な事項に関する意思決定および業務執行に対する適切な監督、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査などが期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者としました。同氏は、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持し、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。
6	当社は、米田道生氏が過去に取締役であった株式会社東京証券取引所に上場有価証券の上場料等を支払っておりますが、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	米田道生氏には、長年にわたって我が国の金融や証券市場の管理に従事してきたことによる産業・社会等に関する豊富な経験と幅広い見識を活かした、当社取締役会における経営上の重要な事項に関する意思決定および業務執行に対する適切な監督、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査などが期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者としました。同氏は、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持し、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。
7		神村昌通氏には、長年にわたる検察官としての法律や社会等に関する専門的な知識と豊富な経験を活かした、当社取締役会における経営上の重要な事項に関する意思決定および業務執行に対する適切な監督、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査などが期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者としました。同氏は、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持し、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。